

Title	学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題
Sub Title	Problems related to criminal responsibility of teachers for physical education accidents at school
Author	高嶺, 隆二(Takamine, Ryuji)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1981
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.21, No.1 (1981. 12) ,p.69- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00210001-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学校体育事故訴訟における 刑事責任に関する諸問題

高 嶺 隆 二*

1. は じ め に
2. 刑事責任の概要
3. 業務上過失致死傷罪
4. 教員に課せられた注意義務
5. 違法性の阻却事由について
6. ま と め

1. は じ め に

学校における体育授業中の重大な事故に対する法的責任を追求されるケースが散見される。法的責任には、被害者の救済を目的とする「民事責任」、国家・社会に対する「刑事責任」がある。

民事責任は、損害賠償という形での金銭による解決方法がとられるものであり、その対策として日本学校安全会への加入もしくは、民間の各種賠償保険や傷害保険の利用などの方法がとられている。

民事裁判では、教員の過失や施設の瑕疵を証拠に、国家賠償法や民法の規定に基き国又は地方公共団体又は法人を被告人として賠償責任（使用者責任）を求めるのが通例である。

一方刑事裁判では、直接指導にあたった教員個人が、国家権力によって刑罰という形での処罰を受けるものである。

処罰された教員は、その刑の軽重によっては、免職あるいは自己退職といった形で社会的地位を失う場合も出てくる。

学校教育にたずさわる教員がその業務の遂行中の事故の責任として刑法により処罰されることは決して好ましいことではない。

教育業務の遂行中に起きた事故について、指導上の過失が、一般の刑事犯罪と同列で論ぜら

* 慶應義塾大学体育研究所専任講師

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

れることは、教育の消極化につながり、特に体育実技等の技術系科目については、その目的をも再検討しなければならない。

体育実技においては、そこで取り組む種目によっては激しい身体運動を伴うこともあり、相手に激しくぶつかったり、恐怖心をそそるような困難な技に挑戦するなど多分に危険を伴うものである。

指導に当たる教員は、それぞれに到達目標を設定して段階的な指導のカリキュラムに添いながら全体を向上させるために、ある時はセーブしながら、又ある時は叱咤しながら高度の技術に挑戦させるといった方法で授業を進めていくものである。

そうした中で事故は突然に発生する。好んで事故を起こすような指導を行う教員はいない。事故はどんなに注意しても偶然に発生する場合が多い。

従って体育授業中の事故での教員の過失が一般の刑事犯罪と同列に取扱われることはすこぶる不合理であり、この種の事故での刑事責任の追求は慎重でなければならないのである。

本論は、これらの観点から、刑事事件としての教員の責任の所在を、判例をみながら追究し、学校体育事故訴訟に含まれる問題を考察しようとするものである。

2. 刑事責任の概要

刑事上の責任を問うということは、道義的・道徳的な社会の規範としての規準（刑法）の禁止項目の領域を逸脱した行為、すなわち違法性のある行為を為した者に対して、国家権力が制裁（刑罰）を加えることである。

その目的とするところは、違法な行為を行った者（犯罪者）を懲戒し、それをもって一般人に対する「みせしめ」として、類似の反社会的行為の再発を防止し、社会の法秩序を防衛すると同時に犯罪者を教化改善せしめてその社会復帰をはかるものである。

以上のような意義、目的のもとに運用される刑法は原則として「故意犯」を罰する。

刑法第38条第1項は「罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セス但シ法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス」と規定している。

故意による行為か否かの判断の規準は、結果に対する認識の有無であるとされている。⁽¹⁾

即ち、刑罰の対象となる結果を強いて発生させることを希望しなかったとしても、発生することを予想しながら敢えてその行為に出て結果を発生させた場合には、故意犯として処罰される。

学校体育の場で故意の行為として責任を問われる場合は、刑法第204条「傷害罪」、同第205条「傷害致死罪」、同208条「暴行罪」としてである。

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

一方、結果の発生を全然予想せずに行ったところ、不注意で犯罪となる結果の発生を招いた場合には「過失犯」として処罰の対象となる場合がある。

刑法第38条第1項の後段の「特別の規定」とはこの過失による罪を指す。

学校体育事故では主に刑法第211条「業務上過失致死傷罪」がこれにあたる。

注 (1) 植松 正著 刑法教室1(総論) 大蔵省印刷局 昭和55年 74頁

3. 業務上過失致死傷罪

不注意によって人を死傷させた場合は、過失致死罪または過失傷害罪として処罰されるのであるが、一定の業務に従事する者が同じく不注意によって人を死傷させた場合には、業務上過失致死傷罪として、過失致死罪や過失傷害罪より重い刑が課せられている。

刑法第211条は「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千円(罰金等臨時措置法第3条により200倍、従って20万円)以下ノ罰金ニ処ス重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ」と規定している。

業務上の過失の罪が一般の過失の罪より刑が重いことについては、「一定の業務に従事している者はその業務に関して通常人よりも注意力が行き届くはずであるから、その意味では特に重い注意義務を負担させるのが相当であるばかりでなく、特別の業務に従事する者には、特に重い刑事責任を負担させて、一般人より多くの注意を喚起させる必要がある」との説が一般的である。⁽²⁾

この場合の注意義務について判例では、

『人が社会生活上の地位に基き、反復、継続して行ふ事務』であり、また『その業務に従事することが免許を必要とすることはなく、報酬を伴うことを要せず、生計の主たる基礎である要件であることもない。』(最高裁判所 昭和33年4月18日)

とされている。

⁽³⁾ 体育事故での教員の業務性について、正課体育中の事故の場合は特に問題になることはないが、課外活動中の事故での教員の業務性について問題になる場合がある。判例によると昭和43年4月、山形市立商業高等学校教諭が同校山岳部の顧問として同山岳部の行事として生徒4名を引率して春山合宿を行った際吹雪のため遭難し3名が凍死した事件につき、業務上過失致死罪を問われたとき裁判所は次のように述べて、同教諭の行動を刑法の「業務」として認めている。

判例『本件春山合宿における被告人の行動が、社会生活上の地位に基づくものであるかどうかを考えるに、勤務時間等の教師の労働条件、部活動に要する資金の捻出先等を考慮すると、本件春山合宿登山が高等学校指導要領にいう特別教育活動としてのクラブ活動に厳密な意味で該当するかどうか疑わしい

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

が、教師たる被告の勤務する学校の教育活動と密接な関係を有し、社会的にもそのような評価を受けていること、(中略)被告人は長年同校山岳部の顧問をつとめ、被告人と一緒に登山する部員およびその父兄をして、被告人と一緒にならという信頼感を抱かせていたこと等に鑑みると、本件春山合宿登山は、被告人が厳密な意味の教師という社会生活上の地位つまり教師の職務そのものとしてではないものの、教師の職務と密接な関係にある特殊な社会生活上の地位に基づき行われたと認めるのが相当である。』(山形地裁 昭和49年4月24日)

即ち、教員という社会生活上の地位にあり、学校での山岳部の顧問という立場で、父兄に対しては登山の実績について安心感を抱かせるほど社会的に評価を受けていることは、反復、継続して行う事務として十分に合致することになるわけである。

このような観点からみると、学校で認めたクラブ活動の各部の顧問の教員は、その部の活動中の事故につき、社会的に重大な影響を与えたものについて業務上過失致死傷罪の疑いによる刑事責任に問われうることはまぬがれないとしなければならない。

注 (2) 植松 正著 刑法教室2(各論) 大蔵省印刷局 昭和54年 280頁

(3) 前掲(2)書 281頁

(4) 体育スポーツ総覧(判例) 帝国地方行政学会 622頁

4. 教員に課せられた注意義務

学校体育の事故に於ける教員の刑事責任(業務上過失致死傷罪)の過失とは、事故の原因となる教員の注意義務の懈怠であるとされる。実技実施に当たり、事故の防止のためにどのような準備を行ったか、また危険が予見された場合にどのような回避措置をとったかということが論点であり、その執った行動が教員としての職務上の規準として、一般に社会的に容認される範囲のものであるかどうかということである。

そこで、その執った行動が社会的に容認される限度を満している場合、言い換えれば、それ以上の注意力は期待することができないと判断される場合には無罪となり(不可抗力や受忍の法則、許された危険など)、反面もっと注意力が期待できたはずと判断された場合には有罪となる。

注意業務を二つに分けて「危険予見義務」と「危険回避義務」とすることができる。

「危険予見義務」とは、予め予想される危険を予測し、事故防止の為の対策を実施することである。

「危険回避義務」とは、活動中に危険を察知した場合にその察知した危険を回避するための行動を執ることである。

<注意義務に関する判例>

学校の近くの川で水泳実技実施中の小学校児童1名が水死した事故で、当該児童の担任教員

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

が業務上過失致死罪に問われた事件で裁判所は次のように 教員の 注意義務について述べている。(岡山地裁 昭和34年10月13日)

『……水泳は一般に高度の危険を伴うものである。従って本件の如く思慮経験未熟な年少児童の集団に対して水泳の指導ないし訓練を主宰し計画実施するに当っては、その実施の衝に当たる者に於いて特に慎重な注意を用いなければならない。

ところで水泳に伴う危険を防止し、その安全を守るために、まず水泳場の選定、点検及び備品の整備に特段の注意を用うべきことは到底他の陸上運動競技の比ではない。

特にそれが河川、湖沼、海岸等いわゆる自然の水域を利用して行われる場合においては、特にその水質・水温、その上下の温度差、水流の速度態様、水深とその変化の状況、水底の状況とくにその土質、障害物ないし危険物の存否、安全水域の広さ、附近陸上の状況等その水泳場のもつ自然的条件を危害予防の見地より仔細に検討して、その採否を決定すべきはもちろん、選択した水泳場には、安全区域と危険区域を明示する標識旗、浮標等指導対象者の危険区域への逸脱を防止すべき設備を設け、さらに指導の徹底と危険の発見警告救助のために、メガフォン、呼び笛、救命具、救急薬等も現場の状況に応じ与り限り準備する一方、対象者について予めその健康状態の調査を行い、いわゆる水泳禁忌者を選別除外し、また季節、天候、水泳場の状況、対象者の年齢、体力、水泳能力、食事時間などの関係を考慮し、その実施の時期、時間、指導の目標などの決定に遺憾なきを期すべきはもとより、水泳実施現場の状況、実施対象者の数、指導監視者の数、その能力に応じ、脱衣の整理、人員点呼、準備運動、入水の順序方法、監視者の配置、相互の連絡方法等についても事前に具体的にして慎重な検討を加え、指導監視者や対象者にその要領を十分に徹底させ、これを現実に実施する場合においても、現場にのぞみ実際にその指導監視に当たる者は、相互にその連絡を密にし、秩序と統制ある指導によって、計画の完全実施はもちろんのこと、現場における諸状況の変化、ことに危険の発生に警戒を怠らず、入水の前後に亘り児童の言語動作、身体状況の変化などを注視し、危険の早期発見、その回避救助に粗漏なきよう注意を用うべき義務ありと言わねばならない』⁽⁵⁾

以上のように水泳の授業を行う場合の注意義務を指摘しているのであるが、個々の注意義務についての判断は次のようになっている。

①水泳場の選定についての過失の有無

利用した場所は400余名の児童の脱衣の整理、人員の点呼、準備運動のためには充分の広さがなく、また児童の身長を考慮して考えられる安全水域は60坪にとどまり、指導計画の実施には、大いに警戒を要すべき状況にあることが認められるが、水温27度～29度、水質は清澄、水底の障害物は存在せず、水流の速度は緩慢平穏であるなど良好であり、同地以上の安全良好な水泳場を他に求め得るかは疑問があるとして本件水泳場の選択点検自体に過失はないものとしている。

②安全のための設備についての過失の有無

安全区域と危険区域を明示する標識の設置の準備も計画も全くなかったことに関して、学校側は「水泳場に特に標識を設けると、児童はこれに興味をもって近寄りたがる傾向があるので、却って危険であって教師のみの監視の方がむしろ安全である」と主張したのに対し裁判所

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

は「標識の設置場所を安全区域と危険区域の限界線より内輪にして、その上で標識の外側に監視者を配置することにより、児童の危険区域への逸脱を早期に発見できて警告を与えることは容易であることは明白である。」とし、設備面での注意義務の懈怠があったとしている。

③集団指導に於ける安全対策・計画についての過失の有無

準備計画そのものが簡単なメモ同様なもので、事前の説明協議が不備不徹底であった。

さらに、実施場所が400余名の人数に対して狭いことに対する配慮すなわち、クラス毎の交替入水、人数の調節制限、脱衣・人員点呼・準備運動の実施場所の区画、入水順序、監視能力(21名の教職員中6名不参加、参加者15名中7名の女子教員は着衣のまま監視)、配置箇所、相互連絡方法などの統一の実施計画及びその徹底がなされておらず、各学年個々の協議や現場での任意な処置に委ねられていた事実があり、実施計画の立案計画を担当した者は、この点で注意義務の懈怠のあったものと認められるとしている。

以上のように本件の注意義務違反は専ら計画そのものの不備を厳しく断定している。

しかるに、被告人(当該児童の担任教員)については次のように判じ、過失はなく無罪としている。

『……60坪前後の安全区域に230名にも達する児童を同時入水させた関係から、被告人の担任児童(42名)の水泳区域は、その中間に位し隣接学級児童と互に入り乱れて混雑し、担任学級児童の個々の行動の監視はもちろん、その全体的把握も至難であったこと。このような状況下に於いて、被告人は自己の担任学級の入水区域沖合深所において多少上下に移動しながら、深みに進出する児童に注意を与えて追返すなどして居り、特に被告人が、他の教諭全員に比し、監視を怠ってその配置箇所を離れたり、余事のため監視を等閑に附していたということは認められないこと。

被害児童が一人深みに進出し溺死するに至ったことに被告人以外の監視者はもちろんのこと被告人もこれに気付かず、何人もこれに警告を発し或いは制止ないしは救助の措置をとらなかったこと。』などに照らして『一般に被告人が右監視に用いた以上の注意と努力を期待することはできないものと考えられるので、同人に過失ありとして、その責任を追及することはできないものである。』⁽⁶⁾

尚、この事件の被告は学級担任教員一人であり、この教員の罪についての裁判であって、もしこれが計画立案者である校長、体育主任を被告人としていけば、結果は異ったものになっていたのではないかと思われる。

類似する事件としては、「津市中学生集団溺死事件」がある。

臨海学校で水泳訓練中に異常な海流のため36名が溺死した事件で、校長、教頭、体育主任の3名が業務上過失致死罪で起訴され、第一審(津地方裁判所 昭和33年3月28日判決)では、3人の注意義務違反が認められ有罪となった。

但し、名古屋高等裁判所に於ける控訴審(昭和36年1月24日判決)では、本件事故の原因の一つは、急激な水位の上昇と異常潮流の発生という不可抗力に起因するものであって過失を認めるべき証拠が十分でないとして原判決を破棄し、被告人等に無罪の判決を下した。

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

一般に学校体育事故で教員が刑事責任を問われても、有罪となるケースは稀である。そこで、次にその根拠となる違法性の阻却事由について考察してみようと思う。

注 (5) 体育スポーツ総覧(判例) 帝国地方行政学会 622頁

(6) 前掲(5)書 540頁～542頁

5. 違法性の阻却事由について

違法性の阻却について刑法上には、「正当防衛」「正当業務行為」などが規定されているが、これとは別に体育事故訴訟の場に於いては、事故の責任を云々するとき往々にして用いられるものに「危険の同意」(または「受忍の法則」とも言う)と「不可抗力」というものがある。

(1) 危険の同意について

先に述べたように、スポーツには、それをを行うこと自体危険を伴うものであり、競技中に起きた事故について、加害者、被害者という見かたをしないという一般的通念がある。

裁判に於いても、スポーツの特殊性を見極めていて、慎重に取扱われている。

判例としては、次のようなものがある。

①高校ラグビー部員日射病死亡事件(東京高裁 昭和51年3月25日判決)

『ラグビーは、本来継続的な全力疾走や、肉体同士の激しいぶつかり合いを伴う極めて疲労度の高いスポーツであって、対外試合を目的としこれに備えるためには、厳しい訓練によって、そのような身体の酷使に堪え抜くだけの体力と精神力を養うことが不可欠なのであるから、自発的な意思でクラブ活動としてのラグビー部に入り、合宿にも参加した生徒に対し、いわば体力の限界にどむような厳しい訓練を課することも、指導者として当然許されるものであって、その過程においてたまたま不幸な事故が発生したからといって、その結果からさかのぼって引率教員に刑事上の責任を負わせることはもとより十分に慎重であるべきで、いやしくも教員に結果責任的な過重な負担を負わせることになってはならないし、仮にその教師に何らかの注意義務違反が認められる場合でも、その責任をあげてその教師のみのものとするのは相当でない。』⁽⁷⁾

②スキー場衝突傷害事件(東京地方裁判所 昭和39年12月21日判決)

『およそ、スポーツやゲームに参加する者は、加害者の行為がそのスポーツやゲームのルールないしは作法に照らし、社会的に許容される底の行動であるかぎり、そのスポーツやゲーム中に生ずる通常予測しうるような危険を受忍することに同意しているものと解する。けだし、法によって禁止されているスポーツは別として、一般にスポーツは、国民が健康で文化的な生活を営むうえに有意義なものであるもので、法は、このようなスポーツを優遇し、それに伴って生ずる事故が、みぎのような社会的に容認される程度のものであるときは、その原因を追求して不法行為責任を問うたりしないものというべきであるからである。』⁽⁸⁾

以上を要約すると、そのスポーツの持つ危険性を考慮し社会的に容認される範囲内での事故

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

については責任を問えないというものである。

(2) 不可抗力について

事故の原因を追求してゆく中で、天候の急変など、指導にあたっている教員はもちろん一般人をしても予測もつかないような自然現象の影響によるものであると判断されるとき、その教員の刑事責任を追求することはできない。このようなときに、事故は不可抗力によるものとして無罪とされるものである。

不可抗力によるものとした判例では次のものがある。

①津市中学生集団溺死事件

『小中学校等における水泳未熟な年少者を対象とする集団的な水泳訓練については、これが指導にあたる教職員において危険防止の万全を期せねばならぬことは検察官の所論のとおりであるが、本件水難事故の原因が生徒の入水直後に起きた急激な水位の上昇と異常流にあることは前叙のとおりであって、風波のない快晴のいわゆる海水浴日和にこのような事態の発生をみることはあまりにも稀有な現象であるから、通常人の注意力をもってしてはとうていこれを予見しないものといわねばならない。しかも学校としては予算や教職員の人的構成からする制約も免れないのであるから、このような稀有な事態に備えて万全を期することを求めるのは難きを強いることになるであろう。

本件水難事故は一つに前叙の如き急激な水位の上昇と異常流の発達という不可抗力に起因するものであって、……本件は被告人等に対しいずれも無罪の言渡しをなすべきものとする。』（名古屋高裁 昭和36年1月24日判決）⁽⁹⁾

②宮崎県青井岳キャンプ場中学生溺死事件

昭和41年8月14日学校の特別教育活動として、川の中洲にテントをはりキャンプ中、早朝上流に降った集中豪雨によって川が増水したために11名中8名が溺死した事故で、引率の教員が業務上過失致死罪に問われた事件について裁判所は「集中豪雨及びそれに伴う増水の予見可能性」について次のように述べている。

『……現に宮崎地方気象台の予報によれば、前日8月13日夕刻まで「今日はいくもり時々わか雨」「明日は南東の風晴れたり曇ったり」と全く集中豪雨をうかがわせるような予報はなされておらず、(中略)本件事故直前の3時間内に200余ミリという突発的異例の局地的集中豪雨及びそれに伴う異常に急激な川の増水の現象は通常人の注意能力をもってしてはとうてい予見することは不可能であったと判断しなければならぬ。』（宮崎地裁 昭和43年4月30日判決）⁽¹⁰⁾

このように「社会的に容認される範囲」とか「通常人の注意力」といったあいまいな限界ではあるが、体育・スポーツの特殊性について慎重な配慮がなされていることがうかがえる。

(3) 社会的に容認される範囲について

ところで、一概に社会的に容認される範囲と言っても、どの程度のものであるか判断しにくいものである。例えば、同じ種目を行うについても、それが正科の授業として行われる場合とクラブ活動として行われる場合とではその運動の強度に差があることは常識である。

このあたりについて判例で探してみると、先の「高校ラグビー部員日射病死亡事件」では、

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

「許された危険」を認めながらもなお、教員の行為は社会的に許されないとして、注意義務違反を証拠に有罪の判決を下している。

判例は次の点を注意義務違反としている。

- ①合宿が始まって3日目の当日まで連日午前中から30度を超す炎暑のもとで帽子もつけずに比較的長時間（午前午後合わせて5時間）に亘って行ったこと。
- ②被害者Sをはじめとしてラグビーを始めて日が浅く、十分な体力を伴わない1年生部員も数名含まれていたのに、体力差も考慮せず、更に疲労で一時意識を失う者があってもなお練習を続行させた。
- ③合宿初日から症状はまちまちであるが、故障者が続出し全体に食欲の減退など不調を訴える者が少なく、被害者Sも同様に2度にわたり胃腸薬をもらいに来ていた。
- ④当日午前中、前日までの練習振りに気持のゆるみがあったとして更に厳しい練習を課したところSが意識を失いかげ、休憩小屋で20分位休ませたが本人が大丈夫と答えたので再び練習に参加させたところ再び倒れた。
- ⑤そこで全体の練習を中断し全員集合させ説諭をはじめたが、Sは仲間に身体を支えられてようやく立てる状態であった。
- ⑥この様子を見て、水道の水で頭を冷やししばらく寝かせた後、2人の部員をつけ宿舎に帰らせようとしたが900m歩いたところで意識を失ったので異常を感じ病院に運んだが手遅れであった。
- ⑦被告人は、体育大学を出ており同校の保健体育の教科を担当しているのであるから、スポーツにおける健康管理について専門的知識、経験を有するものである。

以上を指摘し、Sが2回目に倒れた時点で異常を察知して速やかに医師の診断、治療を受けさせるための措置を講ずべき業務上の注意義務があるのに、無理に列に加えさせたり、歩いて宿舎に帰らせようとしたことなどから結局手遅れとなったものとして過失を認め、禁固2月（執行猶予1年）の判決となった。

即ち、一般に、2回も倒れるという事態で生命の危険が生じることに気付き適切な措置をとるべきであったと期待することには少しも無理はないという判断である。

また、登山事故では「北海道芦別岳高校生山岳部員転落死亡事件」（札幌地裁 昭和30年7月4日判決）がある。

判例では、

『引率教官たる者は、先ず事前にコース、気象状態、岩質、地形等について十分な調査を遂げた上で、それら諸条件に相応しい装備、食料その他の携行品など周到な登山準備をし、登はんを開始した後であっても途中の危険を予知する場合は潔く引返すなど危険を防止する注意義務を有する』
(1)

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

と前置きして、本件については、コースの事前調査が本人も未踏の上に地図と人の話を聞いただけの不十分なものであったためにコースを誤り突出した岩場につきあたり、専門家も危険視するような岩場を十分調査することもなく登はん可能と判断し、岩登りの経験もなく、またそれに必要な装備も持たない生徒に登るよう指示し、そのため途中で2名を転落死亡させたことは、事故を未然に防止すべき業務上の注意義務の違反という過失があったとして罰金3万円の判決を下した。

さらに水泳事故では、「秋田県雄物川高校生溺死事故」(秋田地裁大曲支部 昭和43年3月12日判決)がある。

判例では、

『水泳の指導にあたる者としては、予め同所の水温、水深、水流を調査するとともに生徒の水泳能力および健康状態をも調査し、監視、救護方法を準備するなどして安全な方法で水泳の実施をなすべき業務上の注意義務がある。』⁽¹²⁾

と前置きして、本件については、同所が地域の小・中学校が水泳禁止区域に指定し、さらに同高校校外指導協議会も水泳禁止を申し合わせた危険な水域であった上に、生徒の水泳能力を十分に把握することもなく、全員が泳ぎ渡れるものと思いきみ、一斉に対岸まで(約137m)泳ぐよう指示した過失により、泳力の乏しい3名を溺死させたものとして禁固8月(執行猶予2年)の判決を下した。

以上の判例に示された「社会的に容認されない」とされた事項を要約すると、次のようになる。ラグビー事故では、2度も倒れるという異常な事態にあっても医師の診断、治療を受けさせようとしなかったこと、登山事故ではコースを誤った上に専門家でも危険を感じるほどの岩場に対して、本来なら引返すべきところを装備も不十分の上に岩登りの経験のない生徒に登るよう指示したこと、水泳事故では、地域の小・中学校はもちろん同校でも水泳禁止を申し合わせた危険な水域を実施場所に選んだこと及び泳力の乏しい生徒を含め全員に対岸まで泳ぐよう指示したことなどである。

体育指導にあたる教員は、指導する学生・生徒・児童の体力、技術の程度をよく見極め、行きすぎないよう事前の計画段階での慎重な検討と実施中の注意力が求められている。

注 (7) 体育スポーツ総覧(判例) 帝国地方行政学会 939頁

(8) 前掲(7)書 744頁

(9) 前掲(7)書 321頁

(10) 前掲(7)書 664頁

(11) 前掲(7)書 602頁

(12) 前掲(7)書 554頁

6. ま と め

刑法第 211 条の「業務」の解釈についての判例が先に述べた通りであれば、学校体育に限らず各種スポーツ団体等によるスポーツ活動中に発生した死傷事故について指導者が「業務上過失致死傷罪」によってその責任を追求されうることに異論を唱える余地はない。

従って、問題となるのは、要求される注意義務の範囲（限界とも言うべきか）についてである。元来、体育・スポーツ活動には社会的に容認される危険を伴うものであり、その範囲内での事故については責任を問えないとする配慮がある。（危険の同意の項参照）

その判断の基準は、あいまいなものであり、また社会情勢の変化によっても変革するものであるが、学校教育の場にあっても、刑法の適用がありうる事実は認識していなければならない。特に登山、水泳等危険度の高い種目については、通達も多く出されており、集団指導の際の計画の重要性に留意しなければならない。

ところで、一口に学校体育と言っても、正科体育と特別活動としての運動部での練習とは、その性格や訓練の内容については大きな違いがあることには何人といえども異論のないところである。

学生・生徒・児童等にとって正科体育の授業は、体育の目的はどうかあれ、彼等には、半分遊びの気持が強く、特に球技等ゲーム性の強い種目や水泳など、教員の指示などおこまけなしに自分の楽しみの欲求を優先させるものである。教員にしても、これらの種目の指導にあたっては、技術指導もそこそこにゲームや自由遊泳を優先させる傾向がある。

こうした中で、万一事故を生じることがあれば、注意義務違反の譏を受けることもやむをえないことといわねばなるまい。

一方、クラブ活動としての練習に於いては、どうしても対外試合に良い成績を修めることが優先されるため、勢い練習は過酷なものになりがちである。

部員達の体力を考えながらも、ライバル校の情報が入ると、ついそれ以上の練習をさせて少しでも優位に立とうとすることは想像に難くない。

そこには、精神面の強化の名のもとに、暴力的な体罰まがいの行為を生み出す土壤がある。

夏の高校野球のK県予選大会で私立T高校の監督が控室で選手の顔をなぐる場面がテレビに写し出されて世間の大きな非難を浴びて、次の試合を辞退せざるを得なくなった事件は記憶に新しいものである。

監督としては、その選手に期待していたにもかかわらず、気持の上でゆるみがあるように見受けられたので軽い気持で気合を入れるための行為であると弁明しているが、世論は、その是

学校体育事故訴訟における刑事責任に関する諸問題

非について二つに割れ、非とする意見に屈した形で出場辞退となったものである。

もし、これが手ではなくバットその他の物によるものであって負傷する事態であったと仮定すれば、学校教育法で禁じている「体罰」に該当するとして又刑法の「暴行罪」として事情聴取を受けることになったであろう。

クラブ活動の場では「過度の練成」が事故につながらないように絶えず部員達の動作や言動に留意し、事故防止に万全の備えをとることが教員の使命である。

さて、学校に限らず、体育活動に於ける事故の刑事責任を問うとき、「危険の同意」や「不可抗力」などの違法性の阻却ということの配慮があることは判例上にも見受けられ、さらに、刑事訴訟法第248条の、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは公訴を提起しないことができる」(起訴便宜主義)を適用して、事故が社会的に大きな非難を受けるような重大な過失とされる以外は「起訴猶予処分」とされるなどの配慮がなされるものである。

しかしながら、それだからと安易に指導することは道義的にも許されないことであると同時に、指導には安全のための細心の注意を求められていることを肝に銘じなければならない。

最後に、刑事責任には種々の配慮による免責が行われているが、被害者の救済という民事上の責任まで免れるとは限らず、教員等指導者は民事裁判の判例に見られる注意義務を判断基準とすることの方が安全指導の面で大きな効果を招来するであろうと思われる。